

国家戦略会議運営要領

(会議の運営)

第 1 条 国家戦略会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(開催)

第 2 条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議を招集すべき日時が決まり次第、議長が適当と認める方法により、構成員に通知しなければならない。

(構成員の欠席)

第 3 条 会議を欠席する構成員は、代理人を会議に出席させ、又は他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 会議を欠席する構成員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第 4 条 会議は、議長が出席し、かつ、構成員の過半数が出席しなければ、議決することはできない。

2 議事を決するに当たり、議長は出席する構成員全員の同意を得るよう努めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、全員の同意を得られない場合には、議長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

(審議の内容等の公表)

第 5 条 議長が指名する者は、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。

(議事要旨)

第 6 条 議長又は議長が指名する者は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第7条 議長又は議長が指名する者は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

2 前項にかかわらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、議長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

(分科会)

第8条 分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会が定めることとする。

(雑則)

第9条 この運営要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。